

新宿区教育委員会会議録

平成30年第7回定例会

平成30年7月6日

新宿区教育委員会

平成30年第7回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成30年7月6日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時43分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	羽 原 清 雅
委 員	菊 田 史 子	委 員	今 野 雅 裕
委 員	星 野 洋	委 員	古 笛 恵 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	山 田 秀 之	中央図書館長	佐 藤 之 哉
教育調整課長	齊 藤 正 之	教育指導課長	長 田 和 義
教育支援課長	志 原 学	学校運営課長	菊 島 茂 雄
主任指導主事	小 林 力	統括指導主事	坂 元 竜 二
統括指導主事	波多江 誠		

書記

教 育 調 整 課 査 平 明 生	教 育 調 整 課 係 勝 山 雄 太
-------------------	---------------------

議事日程

報 告

- 1 平成30年度第2回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について
(次長)
- 2 平成29年度に発生した体罰等の実態把握について (教育指導課長)
- 3 平成29年度 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互
連絡制度の協定に基づく本人外収集及び外部提供について (教育指導課長)
- 4 防災ブザー内電池の破裂事故への対応等について (学校運営課長)
- 5 区立学校におけるブロック塀等の緊急点検結果等について (学校運営課長)
- 6 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから、平成30年新宿区教育委員会第7回定例会を開会いたします。

本日の会議には、全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録署名者は、星野委員にお願いいたします。

○星野委員 はい。

-
- ◆ 報告 1 平成30年度新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について
 - ◆ 報告 2 平成29年度に発生した体罰等の実態把握について
 - ◆ 報告 3 平成29年度 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集及び外部提供について
 - ◆ 報告 4 防犯ブザー内電池の破裂事故への対応等について
 - ◆ 報告 5 区立学校におけるブロック塀等の緊急点検結果等について

○教育長 本日は議案がございませんので、事務局から報告を受けます。

本日の進行につきましては、報告1から報告5について一括して説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○次長 それでは、報告1、平成30年第2回新宿区議会定例会における代表質問等の答弁要旨について、御報告をさせていただきます。

去る6月12日及び13日、第2回定例区議会が開かれまして、8つの会派、1人の議員から、それぞれ質問を頂戴したところでございます。その質問の内容及び答弁要旨について、ご報告をさせていただきます。

お手元の報告資料1の1ページ目をお願いいたします。

まず最初に、Iの日本共産党新宿区議会議員団からです。こちらからは、教員の勤務環境の改善について、御質問を頂戴してございます。

ことし3月にまとめられた「教員の勤務環境の改善・働き方改革第一次報告書」の「具体的な取組の方策」が示した3つの視点のうち「勤務環境の改善に向けた具体的な取組」は、まさに教育委員会の責任としてやらなければならない項目であるという中で、その下2行目のところ、「人的支援」についてを中心に御質問を頂戴したところでございます。

まず（１）、今年度に向けた小学校長会の予算要望では区費事務職員の配置が要望されているので、早急に答える必要があるのではないかと。

（２）中学校長会からの継続要望としてのスクールソーシャルワーカーの関係。

（３）区の部活動ガイドラインを６月までに策定するとしているが、その内容がどのようなものになるのか。

（４）学校教育法施行規則の一部改正を受けて、部活動指導員を導入している自治体が増えている中で、新宿区でも早急に対応すべきではないかという点。

それから、（５）学習指導支援員の増員、その下２行目以下、全校２名配置の実現や、支援員の待遇の改善が必要ではないか、ということで、それぞれ質問を頂戴してございます。

これに対する答弁でございまして。

（１）のところ、学校における事務職員の配置については、「教員の勤務環境の改善・働き方改革プロジェクトチーム」のもとに設置した事務事業の見直し部会において検討しており、現時点では、小学校長会からの要望に対応することは考えていないということでお答えをさせていただいているものでございます。

以下、それぞれの質問に対する答弁については２ページ目以降に記載しているところですが、基本的には、今年度、各部会を設置した上で、第二次報告書に向けて具体的な課題を整理してきているところでございますので、そうしたところを基本として押さえながら、それぞれの質問に対してお答えをさせていただいたということが答弁の基本になってございます。

続いて２ページ目の一番下をお願いいたします。

一般質問として、沢田議員から御質問を頂戴してございます。３ページ目になります。

いのちと人権を大切に作る性教育の推進と、区立小中学校における混合名簿促進等、LGBT・SOGIと書いて「ソジ」、こちらは性的な指向ですとか性自認をあらわす言葉となります。そのことへの対応ということで、御質問を頂戴しました。

５点にわたって質問を頂戴しておりまして、（１）の部分、子どもたちや若者の性の実態をどのように把握しているのか。また、ここ数年で中学生が妊娠したケースを何件把握しているのか。

（２）どのような時期にどのような性教育が行われ、また、LGBT・SOGIについてはどのように教えているのか。

（３）学習指導要領の記述にとらわれることなく、早い時期から性交や避妊のことについても教えていくべきではないか。また、関係機関で協議の場を設置して、授業内容の研究を

一緒に行ってはいかがか。医師会に協力をお願いして、というような点。

(4) 文科省が2015年4月に発出した通知の内容の周知について。

それから(5)として、混合名簿の実施状況について。

こうした点から、それぞれ質問を頂戴してございます。

これに対する答弁になります。

(1) のところでは、過去5年間、区立中学校の生徒が妊娠したとの報告はなく、そのように答弁させていただいております。

また、(2)、小学校では第4学年、中学校では第1学年で、それぞれ学習指導要領に沿って、こうしたことを教えてきているということを中心に、お答えをしております。

4ページにお進みいただきまして、ここでは(5)のところ、混合名簿の部分について御紹介をさせていただきます。

昨年度の調査においては、区立小学校では29校中22校で男女混合名簿を使用しておりますが、区立中学校では使用している学校はございません。

男女混合名簿の促進は、幼少期からの男女の性別役割意識を解消し、男女平等が見える形で捉えることができる取組と考えております一方、中学校では、学習評価や安全管理などの観点から、全ての場面で男女混合名簿のみを使用することは難しいのが現状であるという認識をお示しした上で、今後については、人権尊重の観点から、総合的に取組を進めていきたいということで、お答えをさせていただきました。

その下、Ⅱが立憲民主党・無所属クラブからの質問となります。

こちらでは、学校における危機管理体制とはしか対策について、ということで、質問を頂戴してございます。

最初の2つの質問については、東日本大震災を踏まえて、ということで、災害を基本とする質問でございます。

(1) 東日本大震災で、大津波により石巻市の大川小学校で多くの児童等の命が失われたことについて、仙台高裁の判決の中で、教職員が頻繁に入れ替わる小中学校では、その実情を継続的に蓄積できず、同一の学校の実情を継続的に蓄積しやすいのは、むしろ教育委員会であると指摘し、教育委員会は、学校外に避難する場合の避難場所・経路について、学校ごとのマニュアルの内容を把握・確認し、適切な指導を行うことが必要であるとしていることを受けて、「区立学校危機管理マニュアル」の中で、教育委員会から各学校にマニュアルの作成を任せている姿勢では不十分であるということになるが、この点の対応はどうなってい

るのか、ということについて。

また、その下ですが、災害時に学校に生じる可能性のある状況を想定する際には、学校周辺の地理的環境等に関する地域住民よりはるかに高い水準の知識、経験をもって対策を講じなければならないと指摘されている点について、考えうる対策について伺う、ということで、質問を頂戴してございます。

また、その下の（２）ですが、この高裁判決では、教育委員会と学校長の双方に高い注意義務・作為義務があることを示唆しており、十分な対応が求められている。新宿区でも「学校危機管理マニュアル」の運用について各学校に注意喚起し、また、教育委員会自身において改定等を検討しなければならない部分も出てくるのではないかと、この御質問でございませぬ。

（３）、（４）については、「はしか」関係の御質問を頂戴してございませぬ。

（３）学齢期の子どもたちは、原則としてはしかの予防接種を受けることになっているが、全員が抗体を持っている保証はない中で、子どもへの接種の勧奨はどのように行うのか。特に、外国の子どもたちが多いという新宿区の地域性を踏まえた対策についての御質問を頂戴してございませぬ。

これらに対する答弁です。

（１）多くの児童・教職員が犠牲になった、大川小学校を襲った津波による浸水被害については、大変悲しいことですが、学校と教育委員会に課せられた安全義務については、今後の最高裁の判断を注視しておく旨お答えした上で、教育委員会では、平成23年4月に、全校共通となる、現在の学校危機管理マニュアルを定めており、各学校は、これに独自に定める事項を差し込み、学校ごとのマニュアルとしていること。そして、今後は、学校外に避難する場合の避難経路の設定について盛り込むとともに、毎年実施している調査の中で、避難経路の設定についても確認していくということでお答えしてございませぬ。

以下につきましては、記載のとおりでございませぬ。

続きまして、6ページをお願いいたします。

Ⅲの新宿区民の会からは、特に教育委員会に対しての質問はございませぬでした。

次に、Ⅳの自由民主党・無所属クラブからの御質問についてです。

グローバル化の時代における教育について、ということで、4点にわたり質問を頂戴してございませぬ。

（１）グローバル化が進む中で、早急に取り組むべきことのの一つが自己肯定感の醸成であるが、近年、これに欠かせない家庭力の低下が心配されている。「自己肯定感」の醸成にお

ける「学校教育」と「家庭教育」のそれぞれの役割と、「家庭教育」への支援に係る取組についての質問でございます。

また、(2)では、これまでの教育ビジョンにおける9年間の取組の成果と残る課題について、また、新たな教育ビジョンでは、これからの10年間を通じて目指すべき教育の姿がどのように描かれ、推進されていくのか、といった質問を頂戴しております。

(3)では、国の第3期教育振興基本計画を踏まえ、新宿区教育委員会としてはどのように幼児教育を進めていかれるのか。

(4)では、教育ビジョンの施策10「学校環境の整備・充実」で、学校施設の老朽化についての現状が示されている中で、今後の公共施設等総合管理計画等に基づく将来的な施設整備に向けた検討の進め方についての質問を頂戴いたしました。

それぞれに対する答弁については、記載のとおりでございます。

それから、8ページをごらんください。Vの新宿区議会公明党です。

こちらからは、障害を理由とする差別の解消の推進についてと、子どもの安全確保に向けた対策強化についての、2点にわたって質問を頂戴してございます。

ここでは、2番の、子どもの安全確保に向けた対策強化の部分について御報告いたします。

(1)では、ことしの5月、新潟市で小学校2年生の女子児童が下校途中で殺害される痛ましい事件が発生をしたこと。また、1月には岡山県で小学生の列に車が突っ込み、児童が死傷する事故が発生したこと。こうしたことを踏まえまして、新宿区における登下校時の交通事故の発生件数とその状況についての御質問でした。

また、(2)では、子どもに対する安全教育の取組状況についての質問を頂戴しております。

こちらについての答弁内容は、9ページに記載のとおりでございます。

次に、9ページ下段、VIのスタートアップ新宿です。

子育てについて、という表題で質問を頂戴してございます。

内容としましては、これまでもPTAの負担削減を提言してきたところであるが、せめて教育委員会に関わる事業に関しては、負担軽減を進めるべきである。保護者や児童・学校教育とは関係ないと思われる行事や活動にまでPTAが駆り出されることについて、どのように考えているのか。また、任意団体であるPTAに、教育委員会主導の会議や行事等の出席を求めることについては、どのように考えているのか。イベントへの参加が強制にならない

よう配慮することは可能か、といった御質問を頂戴しております。

答弁につきましては、10ページに記載のとおりでございます。

続いて、Ⅶの新宿の明るい未来を創る会からの質問でございます。

こちらからは、ICTについて、ということで、教員の勤務環境の改善・働き方改革と絡めて、区立幼稚園におけるICTを活用した取組はどのような現状にあるのか。また、今後、幼稚園教諭の業務負担軽減については、どのように考えているのかについて、質問を頂戴しております。

答弁ですが、区立幼稚園では、区のイントラネットパソコンにより会計やサービスの事務処理等を行うほか、標準搭載ソフトを活用して、教材やホームページの作成、保育の記録等を行っていること。また、一斉メール配信システムにより、保護者への情報の発信を行っていること。その上で、幼稚園教諭の業務負担軽減の観点から、幼稚園教育要領の改正に合わせて指導要録の内容を見直し、平成30年度から電子化を進めていることを中心にお答えをさせていただきます。

続いて、Ⅷの社民党新宿区議会議員団からの御質問です。

こちらからは、教員の長時間労働を早期になくす取り組みについての御質問を頂戴しております。

質問は5点にわたっております。(1)教員の勤務実態の把握を何よりも優先すべきではないか。労働時間、勤務日数など教員個々の具体的な実態はどこまで把握できているのか。留守番電話の設置や定時退庁日の設定、タイムレコーダーの設置等はすぐに可能であり、実態把握にも不可欠であるが、現状はどのようになっているか、という点について。

また、長期休業中の一斉休暇取得の促進は、30年度の夏からとしているが、現在どのようになっているのかという点について、質問をいただいております。

以下、(2)事務事業の見直し部会は、どのようなメンバーで、どのようなことを行っているのかという点について。

(3)学力定着度調査は教員にとって負担である。また、小学校での外国語の教科化等、教員の負担が増えてきている中で、これらの負担軽減のための施策が同時に取り入れられなければならないが、その考えを伺う、との御質問。

(4)第二次報告書の報告は、いつごろ、どのような内容か。

(5)教員の配置基準の見直しや、少人数学級の早期実施が欠かせないが、教育委員会の見解はいかがか、といった御質問をいただいたところでございます。

それぞれに対する答弁につきましては、記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○**教育長** では、報告2をお願いします。

○**教育指導課長** それでは、私から、平成29年度に発生した新宿区立小・中・特別支援学校の体罰等の実態把握について、御報告いたします。

6月28日に、東京都教育委員会が平成29年度に発生した体罰の実態把握の結果を公表いたしました。新宿区では、東京都教育委員会からの調査依頼を踏まえ、校長による教職員への聞き取り及び児童・生徒を対象としたアンケートと個別の聞き取りにより、昨年4月から教職員の体罰の実態について調査するとともに、その結果と学校の対応について区に報告するよう、各学校に依頼いたしました。

4番の調査結果及び報告の内容をごらんください。

各学校の報告を受け、東京都教育委員会に報告した案件は、全部で8件となります。体罰として報告したものはございません。

内容としましては、不適切な指導が中学校で6件、指導の範囲内が中学校で2件という結果でした。

ここでは、事案の概要、発覚の経緯、学校の対応、教育委員会の対応とともに、区や学校の体罰防止の取組について、報告をさせていただきます。

はじめに、不適切な指導として報告した事案についてです。

1つは、授業中に授業に参加せず、友達に話しかけていた生徒に対し、口頭で注意をしたが態度を改めなかったため、Yシャツの襟をつかんで立たせ、廊下に連れ出したものです。

学校は、本人からの報告で事実を把握し、当該の教員と校長が生徒に謝罪するとともに、保護者に連絡を取り、当該の教員と校長が保護者にも謝罪をいたしました。

教育指導課では、この教員と校長から状況を確認するとともに、生徒を指導する方法としては不適切な指導であったことを指導いたしました。

次は、技術科の実技指導の中で、電動ドリルを使用中に、手がドリルに近づき過ぎ危険である、作業中の板が巻き上げられ危険であるとして、ほうきの柄で生徒の手の甲をトンと叩いたり、手で払うようにして叩いたりした事案が3件あったものです。

学校は、行為が発覚後、当該の教員と校長が生徒に謝罪するとともに、保護者に連絡を取り、当該の教員と校長が保護者にも謝罪をしております。

教育指導課では、この教員と校長から状況を確認するとともに、危険を回避する方法とし

ては不適切な指導であったことを指導いたしました。

また、次の事案としましては、授業中に居眠りをしていたことを指導する際、生徒に対し、右手の中指で生徒の頭頂部をコツンとはじいたものです。この教員は、同様の行為を他の生徒にも行っておりました。よって、この教員による行為が2件となります。

学校は、行為が発覚後、当該の教員と校長が生徒に謝罪するとともに、保護者に連絡を取り、当該の教員と校長が保護者にも謝罪をしております。

教育指導課では、この教員と校長から状況を確認するとともに、生徒を指導する方法としては不適切な指導であること、生徒の状況に応じた指導の必要性について指導いたしました。

最後は、指導の範囲内の2件についてです。こちら、指導の範囲内となっておりますものは、注意喚起や肉体的な負担を与えない程度のごく軽微な有形力の行為が該当するものとなっております。

こちらは、暴言等の可能性もあることから、東京都と協議をし、内容から指導の範囲内として報告をしたものです。

内容としましては、部活動の外部指導員により、指示どおりのプレーができなかったことに対し、「指示どおり動けないなら帰れ」と強い口調で発言したものと、「どうして何度も同じ失敗をするんだ、最初から理解する気がないだろう」と強い口調で発言したものの2件となります。

このことが発覚後、学校は生徒に対する暴言に該当する可能性もあることを、この外部指導員に指導をいたしました。その後、この外部指導員は、この学校での外部指導員を辞めている状況です。

以上が、事案の報告となります。

体罰の防止につきましては、定例の校長会・副校長会で、体罰は指導ではないこと、感情のコントロールが必要であることを職員に確実に伝えるように依頼するとともに、体罰等を起こす可能性の高いと思われる教員に対しては、個別の指導をするように周知をしております。

また、教育指導課では、新任教員研修会や転入教員研修会において、アンガーマネジメントを取り上げております。各学校は、職員会議ごとに服務事故防止に向けてのミニ研修を実施するなど、計画的に服務事故防止に取り組んでおります。

また、4月、7月、12月の服務事故防止月間では、各校で体罰防止のスローガンを話し合うなど、重点的に意識啓発を行っております。

教員の体罰や不適切な指導については、児童・生徒や保護者がいつでも相談できる体制を整えることが必要であると考えています。

毎学期のふれあい月間のアンケート項目に、教育の指導についての項目を加え、体罰や不適切な指導がないか調査を行い、把握に努めております。

体罰は、児童・生徒に対する人権侵害の行為であり、いかなる場合においても、身体に対する侵害や肉体的な苦痛を与える懲戒は行ってはならないことが、学校教育法でも明確にされております。

これからも、体罰は教員が絶対に行ってはならない行為として、その根絶に努めてまいります。

報告は以上となります。

○**教育長** 引き続き、報告3をお願いします。

○**教育指導課長** それでは、引き続き報告の3番、平成29年度 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく個人情報の本人外収集及び外部提供について、御報告をいたします。

本制度は、児童・生徒の健全育成のために、子どもたちの非行等の問題行動の防止と安全確保のために、学校と警察がそれぞれの役割を果たし、連携して効果的な対応を行うために、平成17年6月に警視庁と新宿区教育委員会の間で締結されたものでございます。

本日は、平成29年度における運用状況について御報告させていただきます。

なお、恐れ入りますが、個人情報保護の観点から、詳細な説明については行うことができないことを御理解くださいますようお願い申し上げます。

それでは、資料をごらんください。

警察から学校への個人情報の提供があった本人外収集について御報告いたします。該当する案件は2件となります。この2件は、いずれも指導上連絡が必要と認められる案件となります。

順番に概要を説明させていただきます。

1番は、家庭内暴力について保護者が警察に相談したことについて、指導上連絡が必要と認められると警察が判断し、警察から学校宛てに電話で連絡があったものです。その後、保護者との関係は改善していると報告を受けております。

2番目は、校外で同級生児童が暴力を振るったことで、被害児童保護者が警察に被害届を出し、それを受けて警察が本人に事実確認した内容を学校に伝えたものとなっております。

こちらは、連絡を受けた翌日、保護者同士の話し合いを持ち、この件につきましては解決しております。

続けて、学校から警察へ個人情報を提供した外部提供について御報告いたします。

こちらは、該当する案件は2件となります。校長が警察へ連絡することが必要と判断したものです。該当する案件は、犯罪に巻き込まれたり、被害者となったりすることを防ぐためのもの2件となります。

1番は、女子中学生が自宅付近で不審な男性につきまとわれているという相談を学校が受け、保護者の了解のもと、安全確保のため面接により警察へ情報提供を行ったものです。その後、警察の重点的なパトロールもあり、当該生徒から同様の訴えはございません。

2番目は、内容といたしましては、登校時に見知らぬ男性から生徒が腹部を殴打されるということを学校が確認し、保護者に連絡をするとともに、再発防止の観点から警察の協力が必要と学校が判断し、情報提供を行ったものです。その後、警察のパトロールもあり、同様の案件はございません。

事案の詳細については、以上とさせていただきます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○**教育長** 続いて、報告4と報告5をお願いします。

○**学校運営課長** それでは、まず報告の4、防犯ブザー内電池の破裂事故への対応等につきまして、御報告させていただきます。

本年の4月19日のことですが、国民生活センターより、防犯ブザー内電池の破裂事故が発表されました。この防犯ブザー内の電池の破裂事故について、製品の確認を行いましたところ、新宿区で児童・生徒に配布している防犯ブザーに、その該当する製品があるということで、対応させていただいたものでございます。

まず、4月19日、国民生活センターより、この発表が行われた後、定例校園長会で、各校長への情報提供を行いました。

次に4月20日、翌日ですが、各学校より全児童・生徒に「防犯ブザー使用における安全確認についてのお願い」という文書を周知しまして、防犯ブザー搭載電池を各家庭で御確認いただくと同時に、該当の電池があった場合は使用を中止していただくことをお願いしたところでございます。

次に、4月23日、翌週でございますが、各学校にて保管している防犯ブザーの在庫状況確認を依頼しまして、該当の電池を搭載した防犯ブザーがあった場合、学校運営課に返却いた

だくよう依頼を行ったところでございます。

次に、交換用電池の配布ということで、資料の2番です。交換用電池、こちらを学校運営課で調達いたしまして、5月7日から8日にかけて、全小・中学校に配布いたしました。

商品につきましては、アルカリ乾電池単4型を2本1セットにしまして、こちらは日本製になりますけれども、合計で1万2,000本、こちらが現行小学2年生、5年生及び中学2年生の全員分と予備の分になります。

こちらは、平成29年度、小学校1年生、小学校4年生、中学校1年生に配布した防犯ブザーが該当製品ということで、1年経った平成30年度に該当の学年のお子さんたちにお配りしたものでございます。

購入経費は31万6,224円、こちらの経費の部分につきまして、製品販売元の西文館、こちらは一番下に書いてございますけれども、こちらの補償につきまして、この対応を行った後に製品の販売元と協議を行ってきたところでございます。この経費31万6,224円の補償につきまして、販売元と5月15日から協議を開始し、6月13日に協議が調いました。

防犯ブザーの販売元は、台東区三ノ輪1-1-11、株式会社西文館。合意した内容につきましては、交換用電池、合計31万6,224円を株式会社西文館が補償するというので、協議が調ったところでございます。

なお、こちらの補償費につきましては、7月2日現在で納付が確認されております。

報告4は以上となります。

続きまして報告の5、区立学校におけるブロック塀等の緊急点検結果等につきまして御報告させていただきます。

平成30年6月18日、大阪府北部を震源とする地震により発生しました学校施設のブロック塀倒壊事故を受けまして、区立学校全40校及び区立幼稚園14園の目視等による緊急点検等を実施しまして、下記のとおり対応いたしましたので御報告をさせていただきます。

まず、資料の1番、緊急点検内容でございます。

対象施設は、区立学校全40校及び区立幼稚園14園でございます。

対象とする塀でございますが、コンクリートブロック造、石造、コンクリート造、万年塀、門柱等のうち、地面から高さ1メートルを超えるものでございます。

点検項目でございますが、①ブロック塀等の耐震対策の状況（建築基準法施行令の規定の適合の確認）でございます。さらに、②としまして、ブロック塀等の劣化・損傷の状況を確認したところでございます。

点検実施日でございますが、平成30年6月20日と21日、この2日間で行い、また、再点検等が必要なものにつきましては22日以降また再点検を行い、25日に点検を完了しております。

点検実施者でございますが、建築技術職員、所属は総務部施設課、都市計画部及び教育委員会事務局学校運営課の職員でございます。

資料の2番にまいりまして、点検結果でございます。

全40校、14園のうち、建築基準法の適合を確認した学校（園）につきましては34校、14園でございます。また、建築基準法不適合を確認した学校は5校、ブロック塀ではございませんが、劣化状況から安全対策、改修が必要な学校として1校という結果となっております。

資料3番にまいりまして、対策でございます。

まず初めに、建築基準法不適合を確認した学校5校でございますが、現行法に適合せず、速やかに対応が必要な学校が2校、裏面にまいりまして、津久戸小学校と落合第二中学校でございます。

対策につきましては、ブロック塀の上部を除却し、ブロック塀の高さを法に適合する高さ、具体的には1.2メートル未満にすることにより、法に適合させたというものでございます。

工事の実施時期でございますが、津久戸小学校は6月27日、落合第二中学校は6月27日から29日にかけて施工を行ったところでございます。

次に、建築基準法不適合ですが、補強を行っている壁、3校でございます。

対象校は、市谷小学校、落合第四小学校、牛込第一中学校でございます。

各校、対策が異なっておりますので、一つ一つ御説明させていただきます。

まず、市谷小学校につきましては、6月30日から安全対策としてプールの入り口、東側ブロック塀の仮補強工事を実施しております。また、6月26日から仮補強工事完了までプール使用を中止しております。工期の予定は、7月24日までを予定してございます。7月25日以降は、プールが使用できるよう、現在、仮補強工事を進めているところでございます。

次に、落合第四小学校でございます。ブロック塀を除却し、新たに軽量フェンスを設置、工事期間中の歩行者等の安全対策として、壁面外側に防護柵を設置する工事を行います。この落合第四小学校の壁面につきましては、道路に面した壁でございまして、安全対策も一緒に行うものでございます。工期は7月4日から9月末までを予定してございます。

次に、牛込第一中学校でございます。7月6日から安全対策として、プール東南側ブロック塀の仮補強工事を実施、また、6月26日から仮補強工事の完了までプール使用を制限しております。

具体的には、このブロック塀に隣するプールサイド2辺については使用を制限し、プールの授業についても続行したところでございます。

また、7月21日から9月21日までプールを使用予定のため、この期間は工事を中断いたします。プールの使用終了後、ブロック塀を除去し、新たに軽量フェンスを設置するものがございます。

工事期間中は、この塀につきましても道路に面したところがございますので、歩行者等の安全対策として壁面外側に防護柵を設置します。

工期は、7月6日から9月末までを予定しております。

なお、ブロック塀の仮補強工事につきましては、7月20日までに終了予定でございます。

最後に、ブロック塀ではございませんが、劣化状況から安全対策、改修が必要な学校として、牛込第三中学校でございます。

対策でございますが、対象の万年塀を全て除却し、土留めのための鋼板等を設置する工事を行います。また、この壁面も道路に面しておりますので、壁面外側に歩行者等の安全対策として防護柵を設置する工事を行います。

工期は、6月27日から10月中旬までを予定してございます。

続いて資料の(3)、該当の施設の保護者へのお知らせでございます。

6月25日に落合第二中学校、6月26日はその他5校の、まず児童・生徒を通じて御家庭に情報提供をさせていただいたところでございます。

また、6月26日は区ホームページで点検結果を掲載いたしまして、直近ですと、7月4日には落合第四小学校、7月6日には牛込第一中学校で、工事期間が決まりましたので、そのお知らせをしたところでございます。

それでは、資料の方にまいりまして、それぞれの学校の現況の状況を御確認させていただきます。

まず、牛込第一中学校でございます。資料の左上に写真がございますが、こちらがプールの外側のブロック塀でございます。擁壁の上にブロック塀が乗っている状況で、鉄骨で補強している状況ではございますが、劣化等が見られるということで、こちらは除却をする決定をさせていただいたところでございます。

ちょうど地図上、こちらの地図は全て上が北になってございますが、網掛けをしているところが工事箇所該当する部分でございます。

続きまして、牛込第三中学校です。こちらは、大谷石の擁壁の上に万年塀が施工されている

状況でございますが、この万年堀より上の部分、フェンスも含めて除却する工事を行います。該当箇所につきましては、地図の網掛けの部分のとおりでございます。

続きまして裏面、津久戸小学校、落合第二中学校でございます。この2校につきましては、除却は既に終了しておりますので、施工後の写真を入れさせていただいております。

津久戸小学校、右側は図面のとおり位置になります。施工前、施工後としまして、ちょうど上の施工前の写真のフェンスの奥側に白い壁が高くなっているところがあると思いますが、こちらの上を除却して、フェンス下のブロック塀のレベルまで合わせた工事となります。

次に、落合第二中学校につきましては、施工前、施工後と同じ角度で撮ってございますが、法に適合する1.2メートル未満の高さにするため、上部を除却した写真になります。

最後に、次のページでございます。

まず上段の市谷小学校でございますが、プールが、図面のとおり三方にブロック塀の目隠しがされておりまして。写真のとおり鉄骨で補強がされている状況、また、控え壁はないものの、鉄骨で控えをとっている状況ではございますが、劣化等も見られるため、今後、改修を予定してございます。

ただ、こちらが隣地との境の壁になるということから、改修に必要な隣地との調整、こちらに時間がかかるということで、まずは、プールの授業を行うための仮補強工事を行わせていただくものでございます。

最後に、落合第四小学校でございますが、こちら道路に面した擁壁の上にブロック塀が乗っている状態のものになります。牛込第一中学校と同様に、補強されてはいるものの劣化も見られるということから、こちら除却し、軽量フェンスを施工する予定でございます。

報告は以上となります。

○教育長 ありがとうございます。

報告が終わりました。

それでは、順次、御質疑、御質問等をお受けしたいと思います。

まず、報告1、区議会定例会における代表質問答弁要旨でございますけれども、何か御質問、御意見等はございますでしょうか。

○羽原委員 3ページのところ、男女混合名簿の問題ですが、男女別や混合を状況によって使い分けられるのがよいのであって、先生には両方必要だと思うんですね。中学校ではもちろん男女の区別が必要だが、小学生でも5・6年生くらいになると、男女の差というものはかなり出てくる。だから、僕は名簿は両方使い分けるといぐらいがいいと思うんですね。

つまり、男女という発想ではなく、本来は人間というところから発想すればよいので、その人間の中に男と女があって、その特性が肉体的・精神的な違いや、振舞いの差異として表れてくる。そうしたことを含めて、どういった教育が好ましいのかを考えていくべきで、あまり男女をどうこうするというような教育ではないほうが、僕はいいと思うんです。特段、回答を求めたわけではないですが。

○教育長 混合名簿については、そういう委員の趣旨も踏まえまして、今後、考えていきたいと思えます。

他になれば、次に報告2について、御意見、御質問ある方はいらっしゃいますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 では、次に、報告3でございます。警察との相互の情報提供ですけれども、何かございますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 では、なければ、次に報告4について。防犯ブザーの電池の破裂事故への対応ですけれども、御質問等はございますでしょうか。

全額補償してくれたということですね。

○学校運営課長 全額補償していただきました。当初は、電話が全くつながらない状況もあったんですけども、非常に誠意ある対応をいただきまして、協議のほうも速やかに調いまして、全額補償という形をとったところでございます。

○教育長 ありがとうございます。お疲れさまでした。

では、次に、報告5について御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段、何かそちらのほうに保護者から問い合わせ等がありますか。

○学校運営課長 今のところ、学校にも確認しているところではありますが、特に不安といったようなお声はいただいている状況でございます。

○教育長 わかりました。

それでは、報告5について質疑を終了させていただきます。

◆ 報告 6 その他

○教育長 次に報告6、その他ですが、事務局から報告事項はございますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 それでは、以上で本日の教育委員会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

午後 2時43分閉会